

回答書

松山市地域包括支援センター運営業務委託に関する質問について、次のとおり回答します。

(令和6年10月21日受付)

通番	質問	回答
1	仕様書について 現受託法人から見れば、連携調整員を増員する解釈で良いのでしょうか。	地域包括支援センターには、年齢を問わず多様な相談支援が求められていることから、重層的な相談支援を行うため、各関係機関との連携などを行う連携調整員を追加配置することとしています。 連携調整員として三職種を雇用する場合は、現在、就労している三職種のうち1名を連携調整員とすることも可です。
2	仕様書について 三職種・介護支援専門員による兼務は可能なのでしょうか。	連携調整員として三職種を追加で雇用した場合は、その職務を兼務することは可能です。(増員することが原則です。) 三職種以外の介護支援専門員は兼務できません。
(連携調整員の考え方) 地域包括支援センター A (圏域内の高齢者人口 7,600 人) 令和4年～6年度まで ●センター長 1人 ●三職種 6人 ●事務員 1人 合計 8人 令和7年～9年度まで ●センター長 1人 ●三職種 6人 ●連携調整員 1人 ●事務員 1人 合計 9人 三職種の資格を有する連携調整員を増員する場合は、連携調整員と三職種を兼務することは可能です。三職種以外の連携調整員は、兼務できません。		
3	仕様書について 三職種（三職種に準じる者も含む。）の人件費（松山市が定める額）を20%減額したもので算定することとする。明記しているが、「5年以上の実務経験のある介護支援専門員」は減額の対象となるのでしょうか。	「保健福祉に関する相談業務に5年以上従事した経験を有する者であり、保健福祉に関する相談、調整ができる者。」のみが減額の対象となりますので、「5年以上の実務経験のある介護支援専門員」は減額の対象外になります。

4	仕様書について 連携調整員は、他の三職種との関係及びセンター内での位置付けはどうか。三職種のとりまとめ役とか、センター長に次ぐものとかできるのか。そうではなく、三職種のどこかに属するのか。職員募集の仕方及び処遇上違って来るのでご教示願いたい。	○他の3職種との関係 連携調整員として3職種を配置する場合、既存職員、新規採用に関わらず ①専任で担当する ②3職種全員で担当し、取りまとめ役を決める ③主として連携調整員を担うが3職種の業務も行う などが想定されますが、重層的な相談支援に対応できる体制であれば、特に決まりはありません。 ○連携調整員の位置付け 3職種に限らず、センターでの役割的な決まりはありません。センターが重層的な相談支援に対応できる体制としてください。
5	仕様書について 他市に同様の配置事例があるのか。あれば参考にしたいので御教示願いたい。	重層的な相談支援体制の整備に向けて、本市独自で配置しています。
6	参加表明について 4. 配置予定職員（センター長）はありますが、他多職種分がありません。どのようにしたらよいでしょうか。	別紙にはセンター長としての考えのみを記載してください。
7	仕様書について 連携調整員の業務内容について、回答書に重層的な相談支援を行うためとあるが、高齢者支援のみでなく、障害、子供、貧困などにもどの程度対応していくのか、より具体的にご教示ください。	高齢者以外の相談について、現在も適切な相談機関の紹介等によりご対応いただいているところですが、地域共生社会の推進や本事業の目的を踏まえ、より相談について傾聴いただき、関係する機関への引継ぎや、場合によっては継続的に支援に関わっていただくことも想定しています。
8	運営方針について 回答書で「現在就労している三職種のうち1名を連携調整員とすることも可」とされているが、申請期限までに決まらない場合、連携調整員の履歴書に「未定」「今年度中に確保」と記載しておくのでいいか。また、企画提案書提出後に連携調整員に充てる職員が決まった場合、どのような対応（市との協議など）をすれば	ご認識の通りです。 遅くとも令和7年4月1日に間に合うよう配置職員を決めていただき、履歴書を基幹型地域包括支援センターまでご提出ください。

	よいか。	
--	------	--